

## 第4章 施策の展開

第4章では、取組方針ごとに、具体的な施策・事業について記載しています。また、計画期間中に特に重点的に取り組む重点事業群も記載しています。



## 施策目標（１）子どもの権利保障

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その尊厳が尊重されるべき存在です。このため、子どもはその心と体が大切にされ、生命や健康、安全が守られなければなりません。豊田市子ども条例で定められている子どもの権利について広く市民が理解できる啓発活動を行い、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えた虐待防止対策の強化やいじめ・不登校対策の充実を図ります。

### 基本施策① 子どもの権利の意識啓発

子ども、大人、育ち学ぶ施設に対して講演会、研修などを開催し、豊田市子ども条例と子どもの権利の周知や正しい理解につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利について理解を深める機会として、中学校で、教員向け研修、全校講演会、子どもの権利の授業を行います。	次世代育成課
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修	育ち学ぶ施設（学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など）及び地域で子どもに関するボランティア活動の団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。	次世代育成課
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発	幼児・児童・生徒の保護者向けに、子どもの権利に関する内容を取り入れて再編した親ノートの配付と家庭教育講座・親育ち交流カフェの実施を行います。	次世代育成課
4	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	次世代育成課
5	とよた子どもの権利相談室の運営	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。	とよた子どもの権利相談室
6	「人権を考える集い」の開催	小中学校において、人権全般に関する講演会やワークショップなどを開催し、児童・生徒・保護者・地域住民の人権意識の高揚を図ります。	市民相談課
7	「人権移動教室」の開催	人権擁護委員が、こども園・小中学校の園児・児童・生徒をはじめ、市民を対象にDVD視聴や人権クイズ、人権かるたなどを実施し、人権について学ぶ機会を提供します。	市民相談課



## 基本施策② 虐待防止及び対応策の強化

関係機関との連携及び支援体制の強化を図り、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、児童虐待防止及び対応策を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
8	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援	児童虐待通告に対し必要な調査等を迅速に実施し、48時間以内の児童の安全確認を行うとともに、児童相談所・警察と連携して適切な対応を行います。 また、関係部署、関係機関との連携により市民に寄り添った相談支援を行うことで、児童虐待等の発生予防に努めます。	子ども家庭課
9	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における相談支援体制の充実	児童虐待への迅速かつ的確な対応を行うため、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるほか、職員体制の充実に努めます。	子ども家庭課
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童・DV 対策協議会の関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対し適切な支援が行われるようにします。	子ども家庭課
11	DV 相談に関する情報提供	DV 相談窓口の情報やチェック項目などを掲載したリーフレットを市内公共施設や病院、大型店などに協力を依頼し、設置します。	とよた男女共同参画センター

### ガールスカウト三河北地区協議会

Column

ガールスカウトは 150 の国の 1 千万人の少女と女性のための社会教育団体です。平成 24 年から、世界中のガールスカウトが「少女と女性に対する暴力と虐待をなくす」活動を展開しています。日本では、中・高校生の少女が身近な「デート DV をなくす」をテーマに活動しています。ガールスカウト三河北地区協議会でも「知る・学ぶ・理解する・伝えること」を目的に講座開催、高校ホームルームでの勉強会、パネル展示、啓発グッズの配布などの活動を継続中です。



No	事業名	事業内容	担当課
12	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパーなどの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。 また、支援が必要な家庭を、委託助産師が訪問し、個々の状況に応じて専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課
13	児童虐待防止のための啓発事業	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。	子ども家庭課
14	児童虐待防止教育	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAPプログラムによるワークショップ）を実施します。	子ども家庭課

### 基本施策③ いじめ・不登校対策の充実

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けて相談・サポート体制強化を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
15	いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進	いじめをしない、させない環境づくりを目指し、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、よりよい人間関係を築くための取組を推進します。	青少年相談センター
16	適応指導教室の活動内容の充実	不登校児童生徒の社会的自立を目指し、適応指導教室において、社会性や自主性を育成する活動内容の充実を図ります。	青少年相談センター

## 施策目標（2）<sup>ここん きゅうさい</sup> 子どもの孤困・救済対策

豊田市子ども条例を念頭に「子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことのできる社会」を目指し、「子どもの自己肯定感の向上」「地域支援力の向上」「深刻な困難を抱える家庭への適切な支援」「貧困の連鎖の解消」を推進します。

具体的な施策・事業については、第5章に掲載しています。



## 取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実

### 施策目標（1）妊娠中と出産後の親子の健康づくり

健康相談、健康教育や健康診査の機会等の充実に努め、安心して妊娠・出産ができるようにするとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境づくりに取り組みます。

将来親になることに向き合うため、命の尊さや親の役割、性に関して正しく理解を深める機会を充実します。

#### 基本施策① 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊婦健康診査などにより母子の健康の確保とともに、各種教室の実施などによる妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行うなど、安心して妊娠・出産ができるよう環境整備を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
17	妊産婦歯科健康診査	身体の生理的变化に伴い、歯周疾患が急増する妊産婦に対し、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児の口腔を健全に発育させるため、医療機関において無料の歯科健康診査を妊婦及び産後1年未満の産婦に対して1回ずつ実施します。	(保) 総務課
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーターが専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	子ども家庭課
19	妊産婦健康診査事業	妊産婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊産婦健康診査を実施します。	子ども家庭課
20	妊娠中の健康教室（パパママ教室）の開催	妊娠中の健康管理や食生活等についての知識を学ぶとともに、子育てについて夫婦で一緒に考えることができる教室を開催します。	子ども家庭課
21	産後ケア事業	入院を要しない程度の心身不調等により育児が困難である母親に対し、授乳指導や育児支援を行います。	子ども家庭課
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援	産前産後におけるヘルパーの派遣や、保護者のレスパイト（子育てをしている保護者等の一時的な休息）のための子どもの一時的な預かり（ショートステイ）を行い、親族等からの支援が受けにくい世帯の子育てを支援します。	子ども家庭課
23	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催	妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実に努めるため、保健・医療・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図ります。	子ども家庭課 地域保健課



No	事業名	事業内容	担当課
24	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児をもつすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安などの解消を図ります。	子ども家庭課
25	不妊症・不育症に関する相談・助成	不妊症・不育症について、不妊症看護認定看護師による無料相談を実施するとともに、人工授精、体外受精及び顕微授精に要した治療費を助成します。	子ども家庭課
26	思春期教室の開催	主に中学生を対象に、命の大切さや家族の絆の大切さについて考える「赤ちゃんのふれあい体験」教室や、男女の「性」について正しく理解し、自分や相手を大切にすることを育む教室を開催します。	子ども家庭課
27	多胎家庭への継続的な支援	多胎妊娠・出産・育児においては様々な課題や育児負担を有することが多いため、妊娠期から児の所属（入園等）が決定するまで、訪問・電話等による継続的な支援を実施します。	子ども家庭課 地域保健課
28	自主グループ支援による子育ての悩みや不安の解消	同じ育児経験を持つ親同士が、子育ての悩みや不安を情報交換し解決できるよう支援するほか、自主グループとしての主体的な活動ができるよう支援します。	子ども家庭課
29	「妊産婦にやさしい環境づくり」に向けた啓発等の実施	マタニティマークの周知による市民への啓発や「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及などにより、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。	子ども家庭課

## 豊田市母子保健推進員の会

Column

子育て応援ボランティアの豊田市母子保健推進員、通称『母推（ぼすい）』です。平成13年3月に発足し、会員数213名（令和元年度）で活動しています。

子育てに関する活動、とりわけ育児の支援を地域住民の目線で、身近に相談できる人を目指し、乳幼児健診や子育て教室、市内16か所にある子育て支援センターの育児相談行事などで『笑顔と傾聴』をモットーに活動しています。

また、生後1～3か月の乳児を持つ家庭を訪問する『おめでとう訪問』では育児に関する情報をお届けし、相談が必要な方には地区担当の保健師へと繋げています。



## 基本施策② 乳幼児の健康づくり

乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児健康診査などの各種健康診査の実施や健康教育、健康相談の機会の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
30	予防接種の推進	定期的予防接種の接種率向上のため、未接種の乳幼児などの保護者に対して、はがきなどによる接種勧奨を行います。	感染症予防課
31	園児むし歯予防教室（よい子の歯みがき運動）の開催	6歳臼歯の保護育成を目的とし、こども園・私立幼稚園の5歳児を対象に歯みがきの普及啓発を図るための教室を開催します。	(保) 総務課
32	親子むし歯予防教室（親子ピカピカ教室）の開催	未就園児と保護者を対象に、歯が生え始める時期から歯や口の機能について関心を持ち、食生活や生活習慣との関わりを認識できるよう、むし歯予防や口腔機能の発育に関する正しい知識を普及することを目的に教室を開催します。	(保) 総務課
33	幼児歯科健康診査	むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境や口腔状況に応じて個別の歯科保健指導を実施できるよう、医療機関において無料の歯科健康診査を1歳6か月～5歳未満児を対象に実施します。	(保) 総務課
34	乳児健康診査	医療機関において、生後1か月頃と生後6～10か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行います。	子ども家庭課
35	3、4か月児健康診査	3、4か月児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：内科診察、問診、育児相談、事故予防・愛着形成・離乳食についての集団指導	子ども家庭課 地域保健課
36	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：内科診察、歯科診察、問診、相談、発達を促す関わり・虫歯予防についての集団指導	子ども家庭課 地域保健課
37	3歳児健康診査	3歳児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：内科診察、歯科診察、視力・聴力検査、尿検査、問診、育児相談、発達を促す関わり・幼児の食事についての集団指導	子ども家庭課 地域保健課
38	健診未受診調査	乳幼児健診（3か月児、1歳6か月児、3歳児健診）未受診者の把握及び健診の受診勧奨を行います。	子ども家庭課 地域保健課
39	親子食育講座の開催	子どもたちが将来にわたり、好ましい食生活や食習慣を身に付けられるよう、幼児から小中学生の子どもと保護者を対象に、調理実習や講話などによる講座を実施し、食育を推進します。	(保) 総務課



No	事業名	事業内容	担当課
40	個別相談事業・健康診査事後支援教室の開催	発達支援が必要と思われる親子に対し、個別相談事業や健康診査事後支援教室において、集団遊び・親子遊びを通して、発達の特性に応じた関わりができるよう支援します。また、保健師や臨床心理士による個別相談などにより、発達や育児に関する不安の軽減を図ります。	子ども家庭課 地域保健課
41	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防啓発	乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、妊娠中・育児期間中の喫煙防止や同居家族の分煙に関する教育を実施します。また、揺さぶられっ子症候群などの予防啓発を実施します。	子ども家庭課 地域保健課
42	ふれあい子育て教室の開催	1歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」について親子で楽しみながら学べる場を提供します。	子ども家庭課
43	親子体力づくり教室の開催	親子で体を使って遊ぶ楽しさを知り、遊びを通じて良好な親子関係を築くことを目的として、親子参加の体力づくり講座を希望する自主グループや各種団体へ講師を派遣します。	地域保健課
44	自立支援（育成）医療費助成	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡感覚機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなど、確実に治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	子ども家庭課
45	慢性疾患等を抱える家庭への支援	小児慢性特定疾病の治療にかかる医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。また、家族への情報提供や交流会の開催などによる支援を行います。	保健支援課
46	未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで入院療養を必要とする乳児の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	子ども家庭課

Photo

### 乳幼児健康診査



### 赤ちゃんのふれあい体験教室



Photo





## 施策目標（２）子育ての不安や負担の軽減

妊娠期から子育て期における不満や悩みの軽減を図るため、子育てに関する「不安の共有（大変さの理解）」「負担の分担（軽減）」に加え、「子育てを楽しむ」の視点を持ちながら、身近に相談できる体制の整備や交流機会の提供など、段階に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本施策① 社会的支援を要する子ども・家庭への支援

ひとり親家庭に対する就労支援や日常生活支援、障がい児に対する療育支援、外国にルーツを持つ子どもに対する支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
47	ひとり親家庭の親の資格取得等支援	ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するために養成機関で修学する場合の修学期間中の生活費負担を軽減するための給付金の支給や、市が指定する教育訓練講座を受講するために要した費用の一部を支給し、より安定した仕事への就職や職場におけるスキルアップを支援します。	子ども家庭課
48	ひとり親家庭に対する子育て支援	ひとり親家庭の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病及び冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等の支援を行います。	子ども家庭課
49	母子家庭等就業支援事業	母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談などの生活支援サービスを実施します。	子ども家庭課
50	ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）	子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、その他の生活上の問題に対応します。	子ども家庭課
51	放課後児童クラブにおける障がい児支援	放課後児童クラブにおいて、専門家による巡回指導を行い、対応の方法を学ぶとともに、支援員の研修を行うなど、障がいのある児童への理解を深めます。また、関係機関との連携を強化し、児童に関する情報交換、ケース会議の開催などを実施します。	次世代育成課
52	障がい児（こども園児・幼稚園児）研修	障がいのある園児に対し、専門的見地から指導にあたることのできる保育士などを育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を実施します。	保育課
53	障がい児保育	豊田市こども発達センターとの連携により、こども園などにおいて、障がい児保育を実施します。実施にあたっては、加配保育士の配置や、園児の状況に合わせた受入れ体制を整えるなどして対応します。	保育課



No	事業名	事業内容	担当課
54	医療的ケア児保育	こども園などにおいて、日常的に経管栄養、導尿その他医療的な行為を必要とする児童に対し、看護師在園時に医療的ケアを実施します。	保育課
55	外来療育事業（あおぞら、おひさま）	障がいの有無にかかわらず発達支援を必要とする乳幼児（言葉が遅い、かんしゃくが強い、トイレトレーニングが進まないなど）の全体発達を促すとともに保護者への子育て支援をこども発達センターにおいて実施します。 ※おひさまは、令和2年7月に移転開設	障がい福祉課
56	放課後等デイサービス事業	障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所などにおいて、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進などの療育を行います。	障がい福祉課
57	障がい児等療育支援事業	在宅の発達障がい児、知的障がい児及び肢体不自由児などの地域における生活を支えるため、こども発達センターにおいて療育支援、相談などを実施します。	障がい福祉課
58	児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのほな）運営事業	発達障がい児、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケア児及び難聴幼児などに対し、個々の特性を考慮した支援を行います。情緒の安定を図りながら、できる限り健全な社会生活を営めるよう、早い段階から適切な支援を行います。	障がい福祉課
59	特別支援教育の推進事業	小・中学校と特別支援学校・こども発達センター等の専門機関が連携したブロックサポート体制において、指導・支援に関する情報交換、情報共有を進めます。	青少年相談センター
60	多胎世帯への支援（こども園等）	多胎世帯の支援のため、こども園等への入園要件を緩和します。	保育課
61	TIA、NPO 等との共働による外国人の子どもの教育支援	TIA（豊田市国際交流協会）、NPO 等との共働により、外国人の子どもへ日本語指導や、不就学児童生徒に対する学習指導などの支援を行います。	国際まちづくり推進課
62	語学指導員派遣事業	日本語の支援が必要な園児の保育補助、保護者との連絡介助などを行うため、外国語と日本語が堪能な語学指導員をこども園に派遣します。	保育課
63	外国人児童生徒教育事業	編入の増加、多言語傾向にある外国人児童生徒等と保護者への学習支援・相談支援の充実を図ります。	学校教育課
64	就学支援事業	生活保護受給世帯の子どもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知などの支援を行います。	生活福祉課
65	子どもの学習・生活支援事業	経済的理由等により学習環境が整っていない子どもに対し、ボランティア等による集合型学習支援を実施するとともに、生活習慣の形成・改善など家庭全体への支援を行います。	福祉総合相談課
66	生活困窮者自立支援事業	経済的な困窮や社会からの孤立などにより、生活を維持することができなくなるおそれのある世帯の相談を受け、自立に向けた支援（家計管理、就労支援等）を行います。	福祉総合相談課



## 基本施策② 相談・情報提供等の充実

子育てに関する相談や情報提供などの充実を図るとともに、身近に相談できる体制の整備や交流機会の提供など、保護者の不安の解消につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
67	女性及び男性のための相談事業	専門の相談員により、パートナーとの関係・DVなど女性が抱える様々な悩みに対する電話相談（クローバーコール）と面接相談を実施します。また夫婦関係、家庭や職場での悩みや不安などを持つ男性を対象に、電話相談（メンズコール）を実施します。	とよた男女共同参画センター
68	育児健康相談	乳幼児の発育や発達・育児不安・栄養等について相談できる機会を提供するため、子育て支援センターにおいて、保健師・管理栄養士による相談、身長・体重測定を実施します。また、電話による相談も実施します。	地域保健課
69	親と子の電話相談「はあとラインとよた」	子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介するなどして、社会からの孤立を防ぎます。	青少年相談センター
70	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣事業	児童生徒・保護者の心のケアや福祉面での支援の充実を目指し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがより積極的に学校と連携できるように、派遣等による相談体制を強化します。	青少年相談センター
71	「とよた急病・子育てコール24」事業	急なけがや病気で、医療機関にかかるべきか判断に迷う時や、子育てに不安を抱える保護者に対して、看護師、医師、保健師、社会福祉士など専門的な知識を持つ者が、24時間365日救急医療相談と子育て相談に対応する「とよた急病・子育てコール24」事業を実施します。	地域包括ケア企画課 子ども家庭課

## NPO 団体 フリースペースK

Column

フリースペースKは「生き心地の良いまち作り」のために「場作り・場の提供」を行っています。活動内容は、生きる力を養う教室・講座や子育て応援の幼児教室・イベントの開催、情報発信としてミニコミ誌「この指とまれ」の発行、文庫の貸出し等です。昭和61年に発足し活動歴も長く、拠点を持っていることが安心材料となり、誰もが気軽に集えるサードプレイス（自宅でも職場・学校でもない、居心地良く過ごせる第3の居場所）的な役割も担っています。「来る者拒まず去る者追わず」が持ち味で、世代・地域・価値観が多様な人たちとゆるやかにつながっています。



No	事業名	事業内容	担当課
72	総合相談窓口運営事業	子育てや子どもの発達だけでなく、家庭内の介護、障がい、生活困窮なども含め、あらゆる世代・対象に対する相談を受け、必要な支援に結び付けます。	福祉総合相談課
73	子育てに不安や悩みを抱える家庭を対象にした講座の開催	子育てに不安や悩みを抱えている家庭を対象にした講座を開催し、子育てに関する知識の向上や同じ悩みを抱える親同士の仲間づくりを支援します。	子ども家庭課

### 基本施策③ 経済的負担の軽減

各種手当の支給や助成を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な不安の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
74	母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃福祉減額	子育て家庭の住環境安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭については、市営住宅の家賃を減額します。	定住促進課
75	子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給	中学校修了前の児童を養育している保護者等に対し、児童手当を支給します。	子ども家庭課
76	ひとり親家庭等に対する手当の適切な支給	父または母がいないか、父または母が障がいの状態にある18歳以下の児童を養育する父または母もしくは養育者に対し、手当を支給します。 ①ひとり親家庭等支援手当…市が支給 ②児童扶養手当…国が支給 ※支給条件などに多少の相違があります。	子ども家庭課
77	ひとり親家庭等に対する福祉資金の貸付	母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母または児童、寡婦家庭の本人または子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行います。	子ども家庭課
78	保育料の軽減	0～2歳児の保育料は、国が定める基準額よりも低く設定し、負担の軽減を図ります。なお、3～5歳児の保育料は、国の制度に基づき、無償化しています。	保育課
79	こども園の給食費の軽減	経済的な支援が必要な世帯に対し、こども園の給食費を免除し、負担の軽減を図ります。	保育課
80	小・中学校の就学援助	経済的な支援が必要な世帯に対し、小・中学校での学用品代、学校給食費用等を援助します。	学校教育課
81	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減	就学援助世帯の利用者負担金を免除し、負担の軽減を図ります。	次世代育成課
82	奨学金の支給	経済的な理由によって修学困難な高校生、大学生などに対し、その学業に必要な資金の一部を支給します。	教育政策課
83	私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校などに在籍する生徒の保護者に対して、授業料の補助を行います。 ※補助には条件があります。	教育政策課



No	事業名	事業内容	担当課
84	心身障がい者医療費助成	身体障がい者手帳1～3級、腎臓機能障がい4級、進行性筋委縮症4～6級、療育手帳A・B判定（IQ50以下）及び自閉症状群（要診断書）の方の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	福祉医療課
85	精神障がい者医療費助成	精神障がい者保健福祉手帳1～2級保持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び精神病と診断され入院中の方の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。（助成範囲は要件により異なります。）	福祉医療課
86	子ども医療費助成	24歳までの子どもの医療に要する保険診療分の自己負担額のうち、以下を対象に助成します。（心身障がい者医療及び母子・父子家庭医療費助成を受ける子どもは除きます。） ・中学校3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの入院・通院分 ・18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの入院分 ・24歳（24歳に達した日以後の最初の3月31日）までの大学院生を除く大学生等の入院分	福祉医療課
87	母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭で18歳以下の児童を扶養している父母等及びその児童と、父母のいない18歳以下の児童の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。 ※18歳以下の児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童	福祉医療課

### 施策目標（3）安心・安全な子どもの生活環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備に取り組みます。

#### 基本施策① 子どもの安全対策の推進

子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯対策などを推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
88	交通安全教室の開催	交通事故の被害者になりやすい幼児・児童を対象に、交通安全学習センター内の教室・模擬市街地などを使用し、交通安全指導を行います。	交通安全防犯課
89	小児救急医療支援事業	夜間（365日）及び休日や年末年始の昼間において、医療圏内の病院による輪番方式で、小児科の入院治療を要する重症患者の医療を確保します。	地域包括ケア 企画課
90	通学路整備事業	関係機関と連携し、児童生徒が安全に登下校できる通学路の整備を進めます。	学校教育課



No	事業名	事業内容	担当課
91	子どもの防犯教室の開催	登下校時、放課後などにおいて、子どもが連れ去りなどの被害に遭わないよう、子ども自身の防犯力（危険回避能力、自己防衛能力）の向上を図ります。	交通安全防犯課
92	不審者・変質者への対応	不審者情報を随時小・中・特別支援学校及び関係機関へ提供し、共有化を図ります。 不審者対応訓練を実施し、児童生徒の安全管理の徹底を図ります。	学校教育課

## 基本施策② 子どもの遊び場の整備

子どもが遊びを通して豊かに育つよう、地域における安全・安心な子どもの遊び場を確保します。

No	事業名	事業内容	担当課
93	街区・近隣公園等の整備	子育て家庭の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備します。	公園緑地つくる課
94	公園・広場の適正管理	安心安全な遊び場を確保するため、日常点検や定期点検を実施し、施設の更新又は修繕を実施することで、施設が起因となる事故を未然に防ぎます。	公園緑地つかう課

## 基本施策③ 子育て世帯への生活環境の整備

家族形成期世代に向けた市営住宅の供給などに努め、子育て世帯が安心して暮らすことのできる環境を整えます。また、豊田市の魅力や支援・制度等を広く発信し、定住を促進するプロモーションを実施します。

No	事業名	事業内容	担当課
95	家族形成期支援住戸の整備	年齢構成のバランスのとれた人口構成を実現していくために、家族形成期世代の転出超過を抑制することが必要であり、この世代の居住を支援する取組を推進します。	定住促進課
96	定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」	家族形成期世代を主な対象に、豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等の情報を発信し、豊田市への定住を促進します。	定住促進課



## 施策目標（１）保育需要への対応

保育需要に対応するため、待機児童の解消に取り組み、保育サービスの拡大を図ります。  
 すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう努めます。

### 基本施策① 待機児童の解消

待機児童の解消に向けた取組を進めます。幼児教育・保育の無償化による影響も考慮しながら、適切な定員拡大を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
97	こども園などでの定員拡大	官民連携した取組などにより0～2歳児の定員拡大を進めます。 ①幼稚園認可こども園の保育所認可化 ②私立園との連携による分園整備 ③企業主導型保育事業の活用促進 ④豊田市認証保育所制度の活用促進	保育課
98	保育ママ事業	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。	保育課
99	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課

### 基本施策② 多様な保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、一時保育や延長保育、休日保育、病児保育など、多様な保育サービスを提供します。

No	事業名	事業内容	担当課
100	一時保育（一時預かり事業）	保護者の疾病などの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園などにおいて児童を保育します。	保育課
101	延長保育（時間外保育事業）	こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。	保育課
102	休日保育事業	保護者の勤務などに伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	保育課
103	病児保育事業	病気やけがにより安静を必要とする児童で、保護者の仕事などの都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施します。	保育課



## 施策目標（２）良好な幼児教育・保育環境の確保

安全・安心・快適に過ごせる保育環境を確保するため、老朽化した園舎の改築・修繕などの整備を計画的に行います。

### 基本施策① 幼児教育・保育施設の整備

こども園や私立園の施設について、必要に応じて改築・修繕を進めるなど、計画的に整備を行い、幼児教育・保育環境の向上につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
104	公立こども園の園舎の整備	公共施設等総合管理計画などに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
105	公立こども園の駐車場整備	こども園への送迎方法の変化などに対応し、駐車場が不足している園について必要な整備を行います。	保育課
106	私立園に対する施設整備費補助	私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕などの施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
107	公立こども園のトイレ再整備	トイレの洋式化と合わせて、老朽化しているトイレの改修を実施します。	保育課

### 基本施策② 幼児教育・保育の質の向上

こども園や私立園における評価体制の充実などにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、少子化により園児数が減少し、集団生活の実施が困難になったこども園について、適切な保育環境の確保に向け、地域や学校などと調整し対応していきます。

No	事業名	事業内容	担当課
108	こども園における園評価	こども園における教育・保育の方針や内容などの運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	保育課
109	手厚い設備・運営基準の設定	こども園、幼保連携型認定こども園の設備・運営基準において、職員配置基準、居室面積基準を国基準より手厚く設定し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育課
99	(再掲) 保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
110	一定規模以上の集団保育環境の確保	自主性・自立性・協調性などが培われる幼児期において、集団が固定化することなく、多様な個性と関わりを持つことができる環境を整えます。	保育課
111	豊田市認証保育所制度	市が独自に設定した認証基準により、認証を受けた認可外保育施設に対して運営費を助成します。	保育課





### 施策目標（１）義務教育期の子どもの適切な支援

学校教育分野など第3次豊田市教育行政計画の中で整理されている項目については、本計画と整合性を図りながら取組を進めます。

放課後児童クラブの利用需要に対応するため、活動室整備や支援員の確保を行い、待機児童数0人を継続します。

#### 基本施策① 子どもの学び・育ちの支援

第3次豊田市教育行政計画に基づき、様々な学びの場を提供し、子どもたちの育ちを支援します。また、子どもたちが自ら行動し、様々な課題を解決する力（生き抜く力）を育むために、地域における活動の場や挑戦する機会を充実します。

No	事業名	事業内容	担当課
112	感動体験機会の提供	児童生徒が、感動体験を通して豊かな情操を育むことができるよう、一流の文化・芸術に触れる機会を提供します。	学校教育課
113	中央図書館が取り組む子ども読書活動	中央図書館は、豊富な図書資料と専門的な知識を活用し、家庭、学校、地域において、子どもと本をつなぐ読み聞かせや本の活用能力を身に付けるための支援など、子ども読書活動に必要な事業の実施やボランティアなどへの支援を推進します。	図書館管理課
114	郷土学習推進事業	小・中学生が実物資料に触れ、郷土の歴史や文化財を学ぶ機会を作るため、学校と連携した学習プログラムの開発や広報に取り組み、「郷土学習スクールサポート」を推進します。	文化財課
115	生き抜く力を育む事業	市内小中学校に外部講師を派遣し、児童・生徒が多様な価値観に触れることで、主体的に自らの生き方を考えられる機会を提供します。	次世代育成課
116	中学生の主張発表大会	中学生が、学校・家庭や社会に対して、日頃思っていることや実践していることを発表し、社会性や自立心を養える場とします。	次世代育成課



## 基本施策② 放課後児童クラブの充実

放課後における子どもの健全な育成を支援するため、放課後児童施設的环境整備や支援員の質の向上等により放課後児童クラブの充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
117	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	放課後児童クラブの運営体制を整えながら児童クラブの質の向上を図り、原則小学校4年生までの就労家庭の児童の生活の場を、学校施設を有効に活用し、確保します。	次世代育成課
118	放課後児童クラブの委託による運営	民間委託により運営している放課後児童クラブにおいて、適切に事業者選定を実施しながら、安定した運営を図ります。	次世代育成課
119	放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的または連携による事業実施	放課後児童クラブと居場所づくり事業について、安全・安心な一体的運用または連携に向けて、両事業の検討・実施を行います。	次世代育成課
120	放課後児童施設建替事業	老朽化した放課後児童施設の建替えを行い、安全・安心な児童の生活の場を確保します。	次世代育成課
121	情報通信技術の活用や簡素化による放課後児童クラブ事務の軽減	放課後児童クラブの参加申込の申請手続きなどについて、情報通信技術の活用や簡素化により、保護者等の負担軽減及び効率化を図ります。	次世代育成課

## 施策目標（2）義務教育期後の青少年育成・若者支援

高校生・大学生等が地域社会の担い手として成長するために、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行います。

自立に困難を抱える若者が就労や社会参加などを行えるよう、関係機関との連携による包括的な体制で自立に向けた支援を行います。

### 基本施策① 青少年の社会参加の促進と主体性の育成

青少年の社会参加を推進し、ボランティア活動やまちづくり提案など、様々な体験・取組を通じて主体性が生まれるよう支援します。

No	事業名	事業内容	担当課
122	とよたものづくりフェスタの充実	多くの子どもが、工作や実験を通して、ものづくりや科学技術の楽しさ、おもしろさを体感するなど、創造性を育む場とするとともに、ものづくり団体の情報共有、交流の場とし、ものづくり文化の醸成を図ります。	市民活躍支援課
123	青少年ボランティア事業	青少年が、地域・社会とのつながりを目的として、様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会と地域の大人とのつながりの機会を提供します。青少年のボランティア意識を高める事業を実施します。	次世代育成課



No	事業名	事業内容	担当課
124	「子ども会議」の実施と、地域における子どもの参加機会の促進	子どもにやさしいまちづくりに関して、市が子どもの意見を聴く機会として「子ども会議」を開催します。また、子ども会議の趣旨を地域でも広く展開できるよう、地域での子どもの参加機会の増加を地域で啓発します。	次世代育成課
125	子どもシンポジウムの開催	市内の子ども同士が意見交換できるよう子どもシンポジウムを実施し、子ども会議の提案に対する意見交換や、その他市内の子どもたちが感じる意見を自由に話せる機会を作ります。	次世代育成課
126	学生によるまちづくり提案	学生から豊田市のまちづくりに関する施策・事業の提案を募集し、豊田市がより楽しく、魅力あるまちへ発展するための提案を求めます。また、学生自身で提案した事業を実施します。地域というフィールドで学生は、様々な年代や考え方をを持った地域の人との出会いが、学生の成長につながります。	次世代育成課
127	(仮称)二十歳のつどいの実施内容の決定と事業の開催	令和4年度までに「(仮称)二十歳のつどい」の実施内容を検討し、決定します。成年年齢が18歳となる令和4年度以降は「(仮称)二十歳のつどい」として、20歳を対象に事業を開催します。令和3年度までは、「新成人を祝う会」を開催していきます。	次世代育成課
128	ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組	ソーシャルメディアの適切な利用に向けて、青少年健全育成推進協議会やPTA連絡協議会などの市民団体と連携し、青少年向けの講演会や家庭向けの体験教室、市民運動としての啓発活動などを展開します。	次世代育成課
129	青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成	青少年の相談や活動支援に対応できる身近な大人を養成します。また、地域の大人や大学生がその役割を担えるよう養成講座を開催します。	次世代育成課
130	総合野外センター事業における青少年の育成支援者の養成	大学生を野外活動の指導者として養成します。大学生は、自然活動体験を通じて、子どもたちとともに遊び、楽しみ、お互いに学び成長していきます。また、大学生同士の交流の場として、支援者のネットワークづくりを推進します。	次世代育成課

## 豊田市青少年健全育成推進協議会（青推協）

Column

青推協は、「話してつなごう家族のわ」をスローガンとして地区コミュニティの青少年育成部等と連携し、「親育ち交流カフェ」をはじめとした家庭教育の推進と地域での大人と子どものふれあいを通じた青少年の育成活動を行っています。また、スマホの利用ガイドライン「豊田のルール4か条」の啓発を行い、青少年が正しいスマホの使い方を身につけ、インターネットトラブル等に巻き込まれることのないよう市民活動として広く展開しています。



## 基本施策② 青少年の活動の場づくり

青少年センターや総合野外センターなどにおいて魅力ある事業を実施し、青少年の多様な活動の場として活用できるよう支援します。

No	事業名	事業内容	担当課
131	総合野外センターの運営	野外活動の拠点施設として、こども園や小中学校、子ども会などの青少年団体の野外体験学習の受入や活動指導を通して、子どもの主体性・積極性を高める機会と場を提供します。	次世代育成課
132	青少年センターの運営	小学生から働く若者までの活動場所を整備することにより、青少年の自主活動を支援します。また、異世代交流の場と居場所を提供します。	次世代育成課
133	青少年音楽3団体の運営	ジュニアマーチングバンド、少年少女合唱団、ジュニアオーケストラの少年少女音楽3団体の音楽活動を通じて、青少年の豊かな情操を養い、円満なる人格を養成します。	文化振興課
134	とよた出会いの場プロジェクト	青少年の独身者を対象に、立食パーティーや交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。	次世代育成課
135	高校生・大学生の社会参加活動促進事業	青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進します。	次世代育成課

### 豊田市子ども会議

Column

「豊田市子ども条例」に基づき、平成20年6月から「豊田市子ども会議」を設置しています。子ども会議は、「子どもにやさしいまちづくり」に関することについて、子どもたちに意見を聴くための機関です。

子ども会議では、公募によって集まった小学生から高校生の子どもたちが子ども委員として、まちをよくするための調査や話し合いを行っています。また、自分たちでできることを考え、学校や地域での実践活動もしています。1年かけてまとめた提案は、市長に報告します。

活動している子ども委員からは、「学校や学年の違う仲間と1つのテーマについて話し合い、色々な考えが聞けて楽しい」や「意見を出し合うだけでなく、実際に市へ提案できるのがうれしい」といった声が聞かれます。



### 基本施策③ 青少年の悩みへの対応と非行防止

悩みや不安を抱える青少年に対する相談支援を図るとともに、青少年の非行防止に取り組めます。

No	事業名	事業内容	担当課
5	(再掲) とよた子どもの権利相談室の運営	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。	とよた子どもの権利相談室
69	(再掲) 親と子の電話相談「はあとラインとよた」	子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介するなどして、社会からの孤立を防ぎます。	青少年相談センター
136	青少年補導体制の充実	不良行為少年の早期発見と早期補導及び青少年の非行防止、健全育成のための巡回補導を充実します。	青少年相談センター
137	更生保護活動の支援	犯罪をした人等の立ち直りと、犯罪や非行を予防するため、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。	次世代育成課
138	社会を明るくする運動の開催支援	社会を明るくする運動推進委員会による、中央式典の開催支援や地域におけるイベントの開催支援を行います。	次世代育成課
139	協力雇用主会への活動支援	犯罪をした人等の自立や社会復帰に向けて就業面から再犯防止を推進している協力雇用主会へ活動の支援を行います。	次世代育成課

## 更生保護活動（非行防止と再犯防止）

Column

（保護司会・更生保護女性会・BBS会・協力雇用主会）

青少年の非行防止・再犯防止の取組として、更生保護団体が様々な活動を行っています。

法務大臣から委嘱を受け活動する保護司会、更生の活動に協力する女性で構成された更生保護女性会、同世代の兄や姉のような存在として活動するBBS会は、地域ボランティア団体として犯罪や非行の防止、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りの支援を行います。また、協力雇用主会は、事業主の立場で非行を犯した人たちを雇用し、自立及び社会復帰に協力しています。

これらの団体と青少年育成団体などが連携して行う“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と「更生」について理解を深めることを目的とした全国的な啓発活動です。

毎年7月を強化月間と位置づけ、中央式典を始め、地区ごとに様々な事業や活動を実施しています。



## 基本施策④ ニート・ひきこもりへの対応

ニートやひきこもり状態である人やその家族に対し、若者サポートステーションなどにおいて、就労や社会参加などが行えるよう、自立に向けた支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
140	青少年の自立支援	社会生活への適応が難しく、家庭にこもりがちであるなど、困難を抱える青少年（19歳まで）への継続的な相談支援や自立支援を行います。	青少年相談センター
141	若年者就労支援事業	若年者に対して就職に必要な知識・スキルについてセミナー等を実施し早期就労につなげるとともに、キャリアコンサルタントによるカウンセリングを行い、職業的自立を支援します。	産業労働課
142	若者サポートステーションの運営と支援	ニート・ひきこもり等、自立に困難を抱える若者とその家族を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や家族のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を若者サポートステーションで行います。また、総合相談窓口として、各支援機関と連携します。	次世代育成課
143	若者支援地域協議会の開催	ニート・ひきこもり等困難を抱える若者の自立に向けた支援を福祉や就労や教育など、様々な機関が連携し、専門性を生かして、包括的な支援をします。また、担当者レベルでの会議を開催し、顔の見える関係を築き、連携強化をしていきます。	次世代育成課

## 豊田大地の会

Column

豊田大地の会は平成15年に発足した任意団体・自助会です。社会的ひきこもり当事者を持つ保護者の「家族会」と当事者の「居場所活動」を行っています。

家族会は毎月第2水曜日に、居場所活動は毎月第4水曜日に、豊田市青少年センターの会議室、談話室にて実施しています。

当会ではこの他に、農作業、軽トラ朝市、ゴム製品の内職等の就労体験や、季節ごとのレクリエーションなども行い、当事者同士のコミュニケーションを図っています。



## 施策目標（１）ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの理解活動や働き方改革の推進により、女性に偏っている子育ての負担を分かち合い、男性も進んで育児に参加できる環境づくりを進めます。

### 基本施策① ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進に向けて、講座の開催、情報提供などを行います。

No	事業名	事業内容	担当課
144	男女共同参画推進講座の開催	男女共同参画社会を実現するため男女共同参画セミナー、女性応援講座、男性応援講座など様々な講座を開催し、市民の男女共同参画意識を高めます。	とよた男女共同参画センター
145	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身に付けるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。	とよた男女共同参画センター

### 基本施策② 企業の取組の促進

従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革の必要性や取組方法を、企業へ啓発するとともに、取組を進める企業に対する各種支援を行い、多様な働き方が可能な職場環境の実現を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
146	働き方改革アドバイザー・講師派遣制度	事業所における働き方改革を推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善などについて、アドバイザー及び講師を派遣します。	産業労働課
147	働き方改革推進のための事業所訪問	事業所の働き方改革の取組状況を把握するとともに、育児・介護休業をはじめとする社内制度の整備、拡充に向けた啓発や、国・県・市の支援制度についての情報提供を行います。	産業労働課
148	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度	働き方改革に関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、更なる周知、啓発を行います。	産業労働課



## 施策目標（２）地域力を生かした家庭教育力の向上及び子どもの育成

子育てする親が抱える不安を軽減できるよう、親同士の学びや仲間づくりの機会の推進により、子育てが孤立しない取組を行います。

また、地域における子育て力を高め、子どもたちが地域における多世代交流を通して様々な経験を得られるよう、地域活動を支援します。

### 基本施策① 親育ちの支援

親としての意識や能力が身に付く家庭教育支援の展開を図り、子育ての悩みを抱える親に対して、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
149	家庭教育講座の開催	子育て家庭を対象に子どもとの関わりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催します。	保育課
150	家庭教育事業（家庭教育講座・親育ち交流カフェ）の開催支援	子どもの発達状況にあった家庭環境づくりが進められるよう、主に小中学生の保護者を対象にした学習機会を提供します。子どもとの関わり方について学ぶ講座や、親同士が情報交換と子育てを振り返る機会として親育ち交流カフェの開催を支援します。	次世代育成課
151	こども園での親の保育参加事業	こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達への理解を深め、自分の子どもへの関わり方を見直す機会とします。ほかの子どもを同時に保育することにより、子育てのヒントをつかむとともに、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。	保育課
152	ブックスタート事業	赤ちゃん絵本を開くひとときを分かち合い、親子で絵本を楽しむきっかけをつくるため、健康診査会場で親子1組ずつに読み聞かせを体験してもらい、絵本を手渡し家庭での継続を図ります。	図書館管理課
153	家庭教育手帳「親ノート」の活用	小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配付し、家庭教育力の向上を図ります。	次世代育成課
154	親ノートの再編集	現在の親ノートの内容を、より保護者に伝わりやすい内容に再編集します。また子どもの権利の視点を取り入れた内容を追加します。	次世代育成課





## 基本施策② 子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供

子育ての悩みを抱える家族が孤立しないために、子育てについての情報交換、悩みや不安の解決につながる相談などが親同士で行える仲間づくりや交流の機会を提供します。

No	事業名	事業内容	担当課
155	子育てサロン事業	子育て家庭が家庭教育や子育てについて気軽に話し合ったり、仲間づくりをするための場を交流館に設置し、地域と家庭教育・子育ての結びつきを深めます。	保育課
156	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを関係機関と連携して実施します。また、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを開催します。	保育課

## 基本施策③ 世代間交流と地域力を生かした子育て支援活動の促進

地域における異世代の交流を促進し、様々な主体が子育てに関わることで、社会全体で子育て支援ができる活動を促進します。

No	事業名	事業内容	担当課
157	青少年健全育成推進協議会活動への支援	地域における青少年の健全育成の活発化を目指し、青少年健全育成推進協議会の活動を支援します。	次世代育成課
158	子ども会活動への支援	子どもたちが子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援します。また、活発な活動を促すための方策を検討します。	次世代育成課
159	ジュニアクラブ活動への支援	中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなど、地域で活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催します。活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討します。	次世代育成課
160	青少年育成団体の活動支援	子ども会育成連絡協議会やボーイスカウト、ガールスカウト、豊田てらこやなど、青少年育成を目的とした団体に対し、運営補助金や青少年育成団体の活動拠点となるための環境整備、団体間の情報共有（連絡会の開催）などの運営の支援を行います。	次世代育成課
161	子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会の活動支援	市内各地で青少年育成活動を行っている単位子ども会や単位 PTA の上位団体である子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会との連携を図り、活動を支援します。	次世代育成課



No	事業名	事業内容	担当課
162	母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成	妊娠、出産、子育てなどに不安や悩みを持つ母親の身近な相談員として、母子保健推進員・おめでとう訪問員を養成します。	子ども家庭課
163	地域子どもの居場所づくり事業	すべての小学生を対象とした安全・安心な居場所づくりのため、地域学校共働本部などによる「地域子どもの居場所づくり事業」の拡大を図り、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。	次世代育成課
164	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	保育課
165	主任児童委員活動の支援	地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
166	豊田市ファミリー・サービス・クラブ事業の支援	近隣地域の会員同士で家庭内の仕事を有料で援助し合う「相互援助活動」を行う組織である豊田市ファミリー・サービス・クラブの事業を支援します。	とよた男女共同参画センター
167	プレーパークの開催	鞍ヶ池公園に隣接する里山エリアにおいて、子どもたちが自然の中で自由に遊べるよう、運営知識を持った団体によりプレーパークを開催します。	鞍ヶ池公園
168	子ども食堂支援事業	子ども食堂の立ち上げや運営に対し、相談対応、運営支援などの取組を一体的に実施します。	福祉総合相談課
169	支援が必要な子どもの居場所づくり事業	地域の中で見守りが必要な子どもの居場所の立ち上げや運営に対し、相談対応、運営支援などの取組を一体的に実施します。	福祉総合相談課
170	特色ある学校づくり推進事業	地域に開かれ地域に愛される学校となるよう、地域の文化や芸術に関わる活動・交流や、勤労生産に関わる活動等を学校独自に展開します。	学校教育課
171	地域学校共働本部事業	地域と学校が連携・共働し、地域全体で児童生徒の成長を支える体制づくりを推進します。	学校教育課
172	コミュニティ・スクール推進事業	中学校区の単位で、目指す子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、学校間の連携及び地域ぐるみによる教育を効果的に実施するコミュニティ・スクールを推進します。	学校教育課
173	こども園における地域活動事業	こども園の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、地域の子育て家庭に対する育児講座の開催、世代間のふれあい活動、異年齢児交流の実施など、地域のニーズに応じた幅広い活動に取り組みます。	保育課



## 日本ボーイスカウト豊田地区協議会

日本ボーイスカウト豊田地区協議会は昭和40年に始まり、小学生から高校生を中心に、「人のお世話にならぬよう」「人のお世話をするよう」「むくい求めぬよう」を基本精神とした、「人づくり運動」として活動しています。

自然の中で様々な活動を、異年齢の少人数グループで互いに教え合い、助け合いながら防災、救急、環境学習等に取り組んでいます。また、キャンプ生活での創意工夫を通して生きる力を身につけ、その成果を障がい者スポーツ大会、薬物乱用防止キャンペーン、地域の防災訓練、国際交流等に発揮しています。



## 地域における子どもの居場所

(地域子どもの居場所づくり事業「東山こどもサポーターズ いま・ここ」/  
子ども食堂「東山ぐうぐう食堂」)

子どもたちが自由に遊べる場「居場所いま・ここ」の活動を平成29年1月から行っています。月2回小学校の下校後に子どもたちが集まり、卓球やスライム作り、鬼ごっこ、おしゃべりなど思い思いの時間を過ごしています。スタッフは見守り…ではなく、一緒に遊んでいます。

令和元年10月からは、子どもも大人も参加できる「東山ぐうぐう食堂」を始めました。地域の皆さんの協力をいただきながら、参加者・スタッフ・ボランティアのみんなで調理・食事・団らんを楽しんでいます。

子どもたちは、地域に流れる放送で食堂開催の案内をしたり、参加者の受付を担当してくれます。調理や配膳も手伝います。食堂を始めた当初は「こんな事やっていいのかな…」と探り探りだった子どもたちも、今では放送当番や調理の手伝いを「わたしが・ぼくがやる!」と役割を担ってくれています。地域の方も特技の手品を披露してくださいます。

この活動を通して、子どもたちや大人が「自分は大切な存在なんだ」「東山が、豊田市が好きなんだな～」と感じてもらえれば嬉しいと思っています。



## 重点事業群

子どもに関する事業は、課題が複雑に絡み合っており、本計画では、重点的に推進すべき基本施策を複数連動させることで、事業効果の最大化を図ることとします。

### 子どもの権利啓発の推進

豊田市における子どもに関する基本的な考え方は、豊田市子ども条例に集約されています。子どもの権利に関する啓発の推進や理解・学習の促進を図ることにより、子どもに関する施策全体の効果を高めます。特に日々子どもに接する育ち学ぶ施設や保護者等に向けて、子どもの権利啓発を推進することで、子どもの目線に立った対応を促進します。

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利について理解を深める機会として、中学校で、教員向け研修、全校講演会、子どもの権利の授業を行います。	次世代育成課
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修	育ち学ぶ施設（学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など）及び地域で子どもに関するボランティア活動の団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。	次世代育成課
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発	幼児・児童・生徒の保護者向けに、子どもの権利に関する内容を取り入れて再編した親ノートの配付と家庭教育講座・親育ち交流カフェの実施を行います。	次世代育成課
4	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	次世代育成課
149	家庭教育講座の開催	子育て家庭を対象に子どもとの関わりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催します。	保育課
150	家庭教育事業（家庭教育講座・親育ち交流カフェ）の開催支援	子どもの発達状況にあった家庭環境づくりが進められるよう、主に小中学生の保護者を対象にした学習機会を提供します。子どもとの関わり方について学ぶ講座や、親同士が情報交換と子育てを振り返る機会として親育ち交流カフェの開催を支援します。	次世代育成課
153	家庭教育手帳「親ノート」の活用	小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配付し、家庭教育力の向上を図ります。	次世代育成課



## 子どもの<sup>ここん</sup>孤困きゅうさいプログラム

第5章で事業群を整理しています。

### 情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実

育ち学ぶ施設において、子育てに関する多様なニーズの増加に対応することが求められています。それに対応するため、情報通信技術を活用した事務効率の向上を図るとともに、幼児教育・保育の環境の向上につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
99	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおもむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
121	情報通信技術の活用や簡素化による放課後児童クラブ事務の軽減	放課後児童クラブの参加申込の申請手続きなどについて、情報通信技術の活用や簡素化により、保護者等の負担軽減及び効率化を図ります。	次世代育成課

Photo

タブレット端末を用いた子どもの健康管理



## 虐待防止及び対応策の強化

関係機関との連携及び支援体制の強化を図り、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、児童虐待防止及び対応策を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
8	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援	児童虐待通告に対し必要な調査等を迅速に実施し、48時間以内の児童の安全確認を行うとともに、児童相談所・警察と連携して適切な対応を行います。 また、関係部署、関係機関との連携により市民に寄り添った相談支援を行うことで、児童虐待等の発生予防に努めます。	子ども家庭課
9	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における相談支援体制の充実	児童虐待への迅速かつ的確な対応を行うため、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるほか、職員体制の充実に努めます。	子ども家庭課
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童・DV 対策協議会の関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対し適切な支援が行われるようにします。	子ども家庭課
11	DV 相談に関する情報提供	DV 相談窓口の情報やチェック項目などを掲載したリーフレットを市内公共施設や病院、大型店などに協力を依頼し、設置します。	とよた男女共同参画センター
12	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパーなどの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。 また、支援が必要な家庭を、委託助産師が訪問し、個々の状況に応じて専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課
13	児童虐待防止のための啓発事業	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。	子ども家庭課
14	児童虐待防止教育	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAP プログラムによるワークショップ）を実施します。	子ども家庭課



## 待機児童対策

保育士の確保と保育士の働き方改革の実施などにより受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指します。

No	事業名	事業内容	担当課
97	こども園などでの定員拡大	官民連携した取組などにより0～2歳児の定員拡大を進めます。 ①幼稚園認可こども園の保育所認可化 ②私立園との連携による分園整備 ③企業主導型保育事業の活用促進 ④豊田市認証保育所制度の活用促進	保育課
98	保育ママ事業	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。	保育課
99	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
104	公立こども園の園舎の整備	公共施設等総合管理計画などに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
106	私立園に対する施設整備費補助	私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕などの施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課



## 義務教育期後の社会参加活動の促進

義務教育期後の学生など青少年は、社会や地域の大きな活力となります。その意欲や能力を地域や社会に適切につなげ、青少年の社会参画をさらに促進します。

併せて、自立に困難を抱える若者の支援を行うことで、地域や社会とつながる若者を増やします。

No	事業名	事業内容	担当課
123	青少年ボランティア事業	青少年が、地域・社会とのつながりを目的として、様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会と地域の大人とのつながりの機会を提供します。青少年のボランティア意識を高める事業を実施します。	次世代育成課
126	学生によるまちづくり提案	学生から豊田市のまちづくりに関する施策・事業の提案を募集し、豊田市がより楽しく、魅力あるまちへ発展するための提案を求めます。また、学生自身で提案した事業を実施します。地域というフィールドで学生は、様々な年代や考え方をを持った地域の人との出会いが、学生の成長につながります。	次世代育成課
127	(仮称)二十歳のつどいの実施内容の決定と事業の開催	令和4年度までに「(仮称)二十歳のつどい」の実施内容を検討し、決定します。成年年齢が18歳となる令和4年度以降は「(仮称)二十歳のつどい」として、20歳を対象に事業を開催します。令和3年度までは、「新成人を祝う会」を開催していきます。	次世代育成課
135	高校生・大学生の社会参加活動促進事業	青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進します。	次世代育成課
142	若者サポートステーションの運営と支援	ニート・ひきこもり等、自立に困難を抱える若者とその家族を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や家族のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を若者サポートステーションで行います。また、総合相談窓口として、各支援機関と連携します。	次世代育成課

### とよた学生盛りあげ隊

Column

豊田市を盛りあげたい！そんな熱い思いをもった学生が集まってできた団体です。

イベントの企画や運営に挑戦しながら、他大学の学生と関わりを持てるのが団体の魅力です！

これまでに、豊田市駅周辺の飲食店を紹介する「#とよまっぷ」の作成やラグビーワールドカップ2019のPR活動、県外の学生団体との交流など、様々な活動に取り組んできました。難しく、大変な活動もありますが、イベントに来てくれた方々の笑顔を見ると達成感を感じます！





## 少子化への対応

平成 30 年 6 月に取りまとめられた「少子化克服戦略会議」の提言によると、「結婚、妊娠、出産、子育て支援といった狭義の少子化対策のみならず、より視野を広げ、地域の産業活性化や企業誘致、雇用の創出により社会の活力を維持し、地方への移住促進や若者の定着・増加を図ること、子育て世帯にやさしいまちづくりといった広義の少子化対策も同時に進める必要がある」としています。この提言を参考に施策の対象を幅広く捉え、子育ての喜びを社会全体で分かち合うことを目指し、出生数の維持・増加に向けて取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーターが専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	子ども家庭課
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援	産前産後におけるヘルパーの派遣や、保護者のレスパイト（子育てをしている保護者等の一時的な休息）のための子どもの一時的な預かり（ショートステイ）を行い、親族等からの支援が受けにくい世帯の子育てを支援します。	子ども家庭課
96	定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」	家族形成期世代を主な対象に、豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等の情報を発信し、豊田市への定住を促進します。	定住促進課
134	とよた出会いの場プロジェクト	青少年の独身者を対象に、立食パーティーや交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。	次世代育成課

## ユースクラブ

Column

ユースクラブは、青少年センターを拠点に活動する若者の団体です。「豊田市を若者の力で盛り上げる」をモットーに掲げ、18歳から39歳までの若者が自ら進んでイベントの企画を立案から運営まで行っています。

主に豊田市の魅力を発信するために、街中を会場としたウォークラリーイベントの実施、男女の出会いとなるパーティーの開催、フリーペーパーの発行など楽しい企画で豊田市を盛り上げています。

イベントを主催することで、小さな子どもから大人まで様々な人と交流ができること、メンバー同士で目的をもって一つ企画を成し遂げるなど多くのことを体験できるのがユースクラブの魅力です。



No	事業名	事業内容	担当課
145	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身に付けるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。	とよた男女共同参画センター
146	働き方改革アドバイザー・講師派遣制度	事業所における働き方改革を推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善などについて、アドバイザー及び講師を派遣します。	産業労働課
147	働き方改革推進のための事業所訪問	事業所の働き方改革の取組状況を把握するとともに、育児・介護休業をはじめとする社内制度の整備、拡充に向けた啓発や、国・県・市の支援制度についての情報提供を行います。	産業労働課
148	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度	働き方改革に関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、更なる周知、啓発を行います。	産業労働課
156	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを関係機関と連携して実施します。また、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを開催します。	保育課
164	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	保育課
166	豊田市ファミリー・サービス・クラブ事業の支援	近隣地域の会員同士で家庭内の仕事を有料で援助し合う「相互援助活動」を行う組織である豊田市ファミリー・サービス・クラブの事業を支援します。	とよた男女共同参画センター

